

情報通信技術研究開発推進基金補助金交付要綱に基づく
情報通信研究開発基金の基本的事項の公表

令和 7 年 4 月 25 日 公表

情報通信技術研究開発推進基金補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり、情報通信研究開発基金の基本的事項を公表します。

1. 基金の名称

情報通信研究開発基金

2. 基金の額

- (1) 革新的情報通信技術 (Beyond 5G (6G)) 基金事業 (一般型)
118,339 百万円
- (2) 革新的情報通信技術 (Beyond 5G (6G)) 基金事業 (電波有効利用型)
48,500 百万円

3. 上記 2. のうち国庫補助金等相当額

- (1) 革新的情報通信技術 (Beyond 5G (6G)) 基金事業 (一般型)
118,339 百万円
- (2) 革新的情報通信技術 (Beyond 5G (6G)) 基金事業 (電波有効利用型)
48,500 百万円

4. 基金事業の概要

- (1) 革新的情報通信技術 (Beyond 5G (6G)) 基金事業 (一般型)
将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる Beyond 5G (6G) の実現に向け、革新的な情報通信技術の創出を推進するために必要な研究開発 (電波法 (昭和 25 年法律第 131 号) 第 103 条の 2 第 4 項第 3 号に規定する研究開発を除く。) を公募により選定し、当該研究開発に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務若しくは当該研究開発を委託により実施する業務又は当該研究開発の成果に係る国際標準化に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務並びにこれに附帯する業務を実施する。
- (2) 革新的情報通信技術 (Beyond 5G (6G)) 基金事業 (電波有効利用型)
将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる Beyond 5G (6G) の実現に向け、革新的な情報通信技術の創出を推進するために必要な研究開発 (電波法 (昭和 25 年法律第 131 号) 第 103 条の 2 第 4 項第 3 号に規定する研究開発に限る。) を公募により選定し、当該研究開発を委託により実施する業務及びこれに附帯する業務を実施する。

5. 基金事業の目標

- (1) 革新的情報通信技術 (Beyond 5G (6G)) 基金事業 (一般型)
次世代の情報通信インフラ Beyond 5G (6G) においては、Beyond 5G 中間答申で提言されているとおり、従来の移動通信 (無線) の延長上ではなく、有線・無線や陸・海・空・宇宙を含めた統合的なネットワークとして捉え、革新的な高速大容量・低遅延・低消費電力・高信頼・カバレッジ拡張を可能とする次世代ネットワークの実現に向けた研究開発及びその成果の社会実装・海外展開を

強力に推進していくことにより、世界の通信インフラ市場のゲームチェンジを図り、国際市場シェア30%程度の確保を目指すこととし、本基金事業において、社会実装・海外展開に向けた戦略とコミットメントを持った複数の研究開発プロジェクトを組成し、より多くのプロジェクトの目標の達成を図る。

- (2) 革新的情報通信技術 (Beyond 5G (6G)) 基金事業 (電波有効利用型)
電波法第103条の2第4項第3号に規定する技術の確立を目指す。